

組織における文書の電子化又は DXに係る課題～電子契約サービスを中心に

統計委員会デジタル部会（2024年6月14日開催）資料

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

常務理事 山内 徹

JIPDEC（ジブデック）とは

- 名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（英文名称：JIPDEC）
（法人番号：1010405009403）
- 設立：1967（昭和42）年12月20日
- 会長：杉山 秀二
- 基本財産：39億9,900万円
- 事業規模：24億3,130万円（2024年度予算）
- 職員数：84名（2024年4月1日現在）
- 所在地：東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
- 主な事業：
 - プライバシーマーク制度
 - 認定個人情報保護団体事務局
 - CBPR認証
 - JIPDECトラステッド・サービス登録
 - 標準企業コード
 - 調査研究／政策提言／普及啓発活動



※（一社）デジタルトラスト協議会等にも特別会員として参加

自己紹介

- 氏名
山内 徹
- 所属
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
常務理事
- 経歴
 - 内閣官房IT担当室（2007～2009年）、経済産業省等においてIT政策及び基準認証政策の企画立案に携わった後、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター主席研究員を経て、2015年6月より現職。
 - 2018年4月より、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）代表理事を兼務。

■ 電子契約とは、

- ✓ 紙ベースで当事者間でやり取りをしていた取引文書（見積書、契約書、請求書、領収書等）を電子化したもの。
- ✓ 合意前の交渉などのコミュニケーションや、契約の確定後の書類の保管・保存までの一連の業務を電子化することにより、契約業務の効率化実現が可能となる。

【日本の電子契約に係る経緯】

2000年～ IT関連法の整備（電子署名法、電子帳簿保存法等）

- ✓ 公共調達、公共入札等での電子署名

2014年～ JIPDEC主導による「電子契約元年」プロジェクト

- ✓ クラウド型の電子契約サービスの萌芽
- ✓ IT、金融業、不動産業等での採用

2020年～ 新型コロナウイルスを契機としたニーズの顕在化

- ✓ テレワークの阻害要因としての押印の廃止
- ✓ 電子署名を巡る当事者型と事業者型の議論

クラウド型の電子契約サービスの登場

- 2013年頃から、クラウドを活用した電子契約サービスが普及
- 当事者型と事業者型（立会人型）に大別される

リモートによる電子署名

契約書の保管

サービスの特長

- ✓ 契約書はクラウド側にて電子的に作成・保管
- ✓ 電子署名はリモートでなされる

甲社

電子契約サービス

乙社

課題

- ✓ 複数のサービスが存在し互換性が乏しい
- ✓ 社内の業務フローとの接続が容易ではない

契約書案に甲社の電子署名を行い、アップロード。

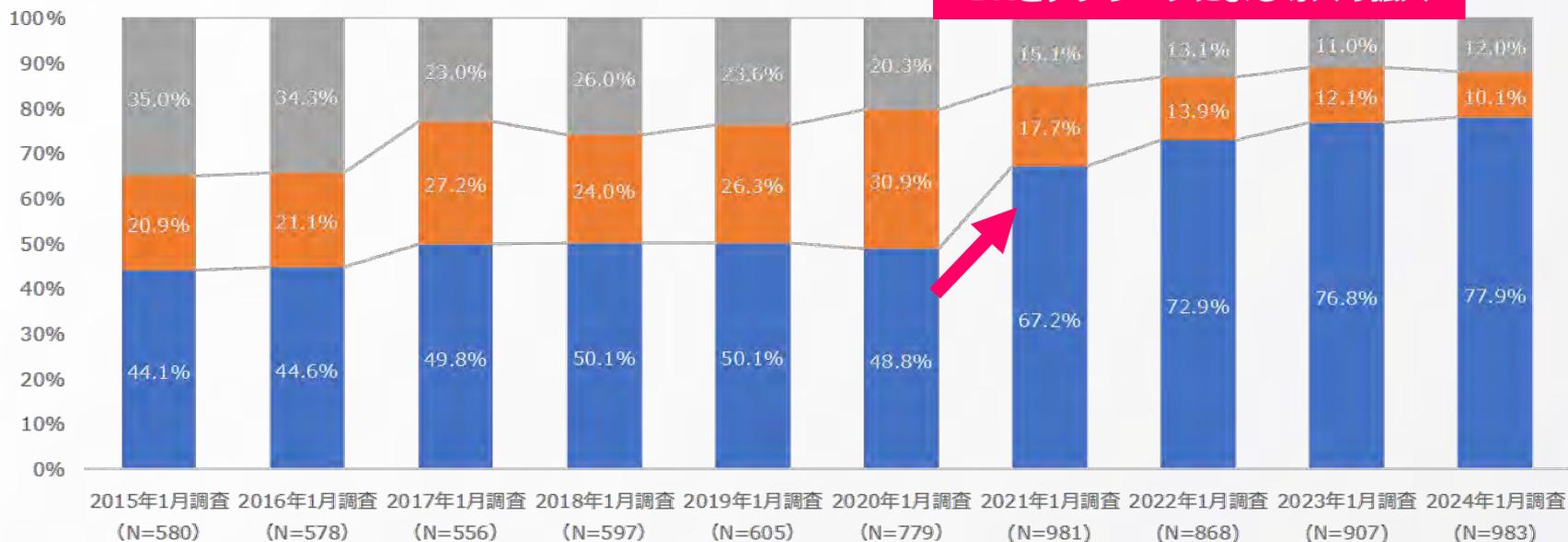
甲社の契約書案を確認後、乙社の電子署名を行う。

電子契約の利用状況の推移

(企業IT利活用動向調査)

- 2020年以前の電子契約の利用率は横ばいであったが、2021年1月調査で大きく上昇。DXによる業務のデジタル化の推進と、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大によってテレワークが普及により、電子契約の需要が高まり導入が拡大した。
- 2024年1月調査での利用率は77.9%であり、前年調査からわずかな上昇にとどまった。既に8割近い企業が利用していることもあり、導入が一と段落したとみられる

DXとテレワークによる導入の拡大



■ 利用している ■ 利用する予定・検討中 ■ 利用予定はない

注1：2020年以前は質問が異なり、「わからない」の回答を除いている

注2：2022～2023年調査は、他の調査と母集団を統一するため従業員数50名以上の回答者に限定し再集計

(JIPDEC/ITR「企業IT利活用動向調査2024」調査結果 <https://www.jipdec.or.jp/library/it-research/sqau090000001sm9.html> より抜粋)

電子契約サービスの類型

- 事実上、2種類のクラウド型のサービスが普及

	当事者型		事業者型（立会人型）
	ローカル	クラウド利用(1)	クラウド利用(2)
秘密鍵の所有者	契約当事者（甲乙）		サービス提供事業者
電子証明書及び秘密鍵の格納場所	契約当事者（甲乙）のパソコン、ICカード等	クラウド上	クラウド上
電子署名の仕組み	契約当事者（甲乙）がパソコン上で行う	契約当事者（甲乙）がサービス提供事業者のクラウド上 ^(注) で行う	契約当事者（甲乙）の指示の下で、サービス提供事業者がクラウド上 ^(注) で行う
普及状況	あまり見当たらない	2013年頃から	近年急速に普及

(注)サービス提供事業者が業務委託しているリモート署名事業者のサーバーで行われる場合もある。

電子契約サービスに係る政府の対応 JIPDEC

- 事業者型（立会人型）の電子契約サービスに関するQ&Aの公表
- グレーゾーン解消制度に基づく回答

電子署名

契約書等の電子文書の作成者のなりすましや内容の改ざんを防ぐ電子署名について法律上の定義や効力を規定するとともに、電子署名の正当性を確認する認証業務のうち一定の基準を満たすものについて認定制度を設けています。

概要

平成13年4月1日から施行された「[電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）](#)」^①（電子署名法）に基づき、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの（本人の意思に基づき作成されたもの）と推定されます。また、認証業務のうち一定の基準を満たすもの（特定認証業務）は国の認定を受けることができます。デジタル庁は、同法の所管庁として、特定認証業務の認定等を行っています。

- [電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）及び関係法令](#)
- [特定認証業務の認定申請書類](#)
- [電子署名法に基づく指定調査機関一覧（PDF/233KB）](#)
- [電子署名法に基づく認定認証業務一覧（PDF/58KB）](#)（2023年12月13日更新）
- 利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A
 - [利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（PDF/221KB）](#)
 - [利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）（PDF/188KB）](#)（2024年1月9日更新）
- [グレーゾーン解消制度に基づく回答](#)
- [電子署名及び認証業務に関するお問合せ（指定調査機関による相談窓口）](#)^②

（デジタル庁サイト：<https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign> より抜粋）

■ 2023年3月31日、デジタル庁は以下の文書をWeb公開

「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しました

公開日:2023年4月3日

1. 概要

デジタル庁では、デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル（令和4年9月30日から令和4年12月9日まで）を開催し、その中で、「処分通知等のデジタル化に向けた提言書（※）」を受け、デジタル庁としての「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」について、意見募集を令和5年3月13日から令和5年3月23日まで実施したところ、47件のご意見を頂きました。

また、当該意見募集の結果等を踏まえ、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しましたので、公表します。

※デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル（処分通知等のデジタル化）での議論参加者一回（令和4年12月9日）

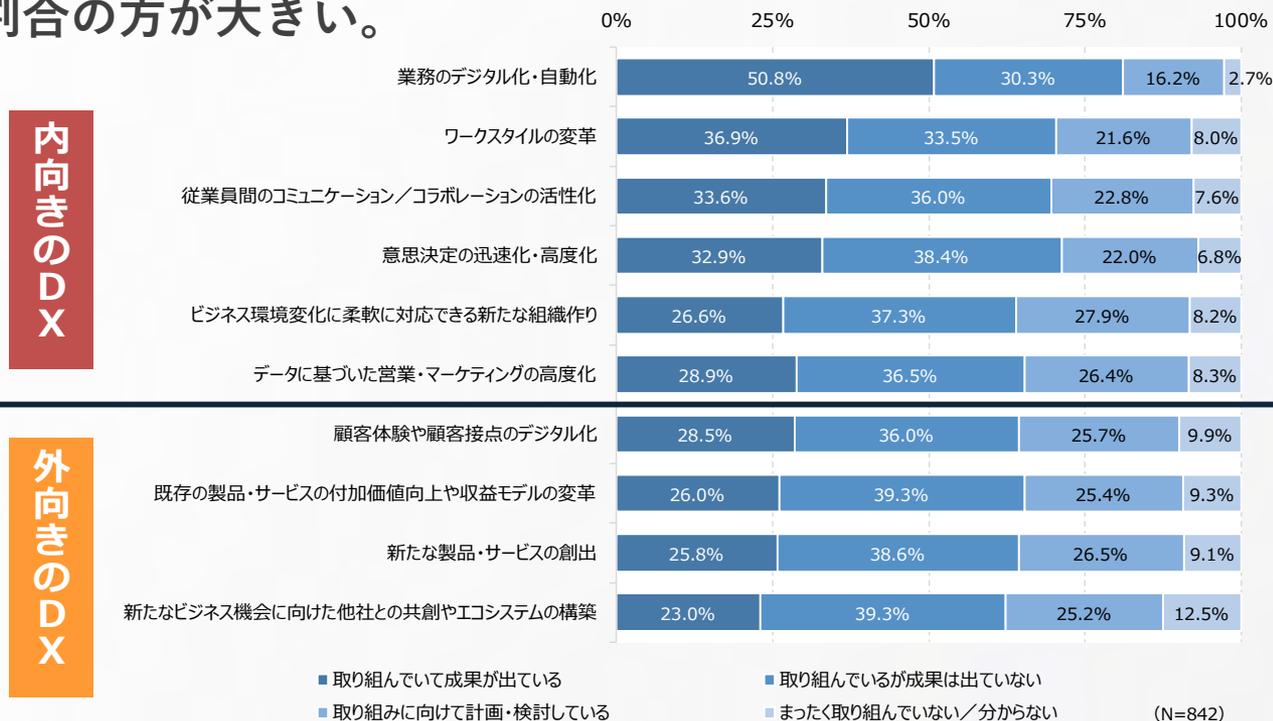
2. 公表資料

- [『処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方』の意見募集結果（資料1）（PDF/189KB）](#)
- [処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方（資料2）（PDF/169KB）](#)
- [処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方Q&A（資料3）（PDF/504KB）](#)
- [処分通知等のデジタル化に係る短期的手法例の検討フローチャート（資料4）（PDF/312KB）](#)

（デジタル庁サイト: <https://www.digital.go.jp/news/b5857733-d26d-4ec5-a089-a92b72949647/> より抜粋）

DXの取組内容と成果 (企業IT利活用動向調査)

- 内向きのDX（社内を対象に業務のデジタル化や従業員体験を向上させるDX）の方が、外向きのDX（顧客や市場に新たな価値を提供するDX）よりも取組が進み成果が出ている企業が多い。
- 内向きのDXでは「業務のデジタル化・自動化」が最も成果が出ている。
- 外向きのDXでは、いずれの取組においても、まだ成果が出ていない企業の割合の方が大きい。



(JIPDEC/ITR「企業IT利活用動向調査2024」調査結果 <https://www.jipdec.or.jp/library/it-research/sqau090000001sm9.html> より抜粋)

【仮説】

電子契約サービスは、印鑑廃止の実現、契約文書のクラウドへの格納等により一定の成果を出しているが、組織の業務の抜本的な見直しにはつながっていないのではないか？

- ① 縦割り構造の組織においては、契約担当部局のみの業務見直しに留まっている。組織横断的なリーダーシップ（最高情報責任者（CIO）など）が十分に発揮されていない。
- ② 異なる電子契約サービスの間での互換性が乏しいことから、複数の組織と取引する下請企業にとっては、負担感が大きい可能性がある。
- ③ 文書の電子化の目的が、電子帳簿保存法への対応など受動的になっている組織も存在。電子化によるデータの二次利用などに取り組んでいる企業は多くないと考えられる。
- ④ 国や地方公共団体が契約当事者の場合の積極的な取組が見られない。
- ⑤ 様々な電子契約サービス等に対する第三者による評価・公表が求められている。

※組織固有の要因も想定される。

【参考】 企業IT利活用動向調査の概要

- 「情報化白書」（現在は廃刊）制作の一環として、1965年より調査
- ITユーザ企業のIT利用状況及び今後の関心を調査
- 2009年にJIPDEC保有企業リストへの郵送方式からWebアンケート方式に変更
- 2011年より株式会社アイ・ティ・アールの共同調査として実施

「企業IT利活用動向調査2024」

- 調査期間 : 2024年1月19日～1月23日
- 調査主体 : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
株式会社アイ・ティ・アール
- 調査方法 : ITR独自パネルユーザーに対するWebアンケート
- 調査対象 : 以下の条件を満たす個人：約17,000人
 - 従業員50名以上の国内企業の勤務者
 - 情報システム、経営企画、総務・人事、業務改革・業務推進関連、DX推進関連のいずれかに関する業務の担当者
 - IT戦略策定または情報セキュリティの従事者
 - 係長（主任）相当職以上の役職者
- 有効回答数 : 983件（1社1回答）

The logo for JIPDEC features the word "JIPDEC" in a bold, black, sans-serif font. A solid red circle is positioned above the letter "I", serving as a distinctive dot or accent mark.

JIPDEC